

# 京都西山短期大学行動規範

平成 27 年 4 月 1 日制定

京都西山短期大学の教職員は、教育機関に課せられた公共性と社会的使命を認識し、高い倫理観の下に職務・役割を遂行し、教育研究目標を実現するため、次の行動を実践します。

## 1.有為な人材の育成

私たちは、教育理念や教育目標の実現に向けた教育研究を行い、教養と専門的能力を培い、社会から求められる人材の育成に向けた取り組みをします。そのため学習環境を整備するとともに、教育課程、授業の改善を行い、教育・研究の質の向上を図ります。

## 2.高い倫理観を持った研究活動

私たちは、学術研究活動において、高い倫理観を持ち、研究の成果を社会に提供します。また、研究活動におけるあらゆる不正行為が起こらない環境を整備するとともに、適正な研究を実施し、研究費を使用します。

## 3.健全な職場環境の構築

私たちは、教育理念・目標を実現するため互いに協力し、安全で健康的な職場環境を整備します。また、お互いの人格・人権を尊重し、いかなる差別、ハラスメントも行いません。

## 4.法令等の遵守

私たちは、法令や社会規範を遵守し、公序良俗に反する行為を厳に慎みます。また、本学諸規程を真摯に守り、業務上知り得た情報について、適切な管理・保持を行い、良識に従って行動します。

## 5.公正かつ妥当な入学者選抜

私たちは、多様な受験の機会を提供し、公正かつ妥当な入学者選抜を行うとともに、個人情報管理にも細心の注意をもって入学者選抜を実施します。

## 6.社会貢献

私たちは、地域社会との連携を基本とした学校を目指し、社会への貢献を教育機関の重要な役割の一つと考え行動します。

## 7.積極的な情報公開

私たちは、在学生・卒業生・保護者のみでなく、社会全体に対しても教育研究活動状況

や財政状況等を開示し、本学に対する理解と信頼を確保するよう努力します。

#### 8.資産等の適正な管理

私たちは、資産及び外部資金を適正に管理し、正当な業務目的にのみ使用します。また、取引先の選定を行うに当たっても、公正さを確保し、自己の立場を利用した取引は行いません。